



第38回

飲んだら乗らない 低数値でも違和感

※2020年10月の毎日新聞記事を元にした文章です。

校閲し、直すべきところを指摘していただきました。

1 / 2

飲酒運転のニュースで見聞きす

る「呼気中のアルコール濃度」という言葉。呼気1リットルあたり0・15ミリグラム超だと罰則の対象となるのだが、基準値未満なら運転しても大丈夫なのだろうか。事件・事故担当記者として確かめたいと思い、アルコール濃度を精密に計測できる検知器を手に飲酒してみた。「飲んだら乗らない」と決意することになった体験をつづりたい。

検査は計測器大手「タニタ」製の検知器を使用。専用のストローに息を吹き込むと0・01ミリグラム単位でアルコール濃度が測れる。私は普段、宴会の1次会で生ビールを中ジョッキ4杯ほど飲むので、今回は同量の缶ビール3本（計1500ミリリットル）を飲むことにした。

▼8月21日午後6時半

コンビニで買ったトルティーヤ巻きとチーズをつまみにプルタブを引いた。1時間後、750ミリリットルを飲んだところで測ると0・22ミリグラムだった。基準値を超えているので、酒気帯び運転容疑で検挙される状態だ。真っすぐ歩けるが、少し頭がふらふらする。にぎやかな宴会の場ではなく社内の一室で静かに飲んでいるため、酔いを自覚しやすい。

▼21日午後9時

1450ミリリットルを飲んだ時点で、酔いがかなり回り、これ以上飲めなくなった。数値は0・48ミリグラム。前日も検知機の作動を確認するために同じ量を飲んだからか、週末で疲れがたまっていたからか、気

をつけないと真っすぐ歩けないほど酔った。飲むのをやめて30分たつと数値は0・24^{ミリ}に下がったが、具合は悪化し、寒気も覚えた。

▼22日午前1時半

タクシーで帰宅した後の数値はようやく基準値を下回り0・06^{ミリ}に下がった。検挙はされないが「警告」対象の数値だ。実際、足取りは元に戻った気がするが頭はぼんやりしたままで、今ハンドルを握るのは危険だと感じた。数値がゼロになったのはさらに1時間後の午前2時半だった。飲み終えてから4時間半が経過していた。



呼吸検査で実感したのは、数値が低い場合でも体は酔った状態のことがあるということだ。アルコールの影響は酒に強い、弱いという体質だけでなく、体調や飲酒日の間隔によっても影響は変わりそうだ。罰則基準を下回れば「運転しても大丈夫」と考えるのは誤りで「一滴でも飲酒運転」と改めて肝に命じた。



飲酒運転の厳罰化は、悲惨な事故が繰り返されるたびに進んだ。

2006年8月、福岡市東区の「海の中道大橋」で家族5人が乗った車が飲酒運転の車に追突されて博多湾に転落し、幼いきょうだい3人が水死する事故が発生。07年6月の改正道路交通法施行で酒気帯び運転の罰則が引き上げられ、現行の「3年以下の懲役または50万円以下の罰金」になった。

11年2月には福岡市粕屋町で歩行中の高校生2人がはねられて死亡する事故が起き、同県では12年2月、全国で初めて検挙者にアルコール依存症検査の受診などを義務づける罰則付きの県飲酒運転撲滅条例が制定された。条例は20年6月に改正され、検知されたアルコール濃度が基準値（0・15^{ミリ}未満で「警告」にとどまった場合でも、5年以内に2回繰り返せば「依存症の診察」か「飲酒行動に関する指導」を受けることを義務づける規定が盛り込まれた。